

倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和47年倉敷市条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 一般廃棄物及び産業廃棄物をいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。
- (2) 一般廃棄物 産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第1条第1号から第3号までに定めるものをいう。
- (4) 産業廃棄物 単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共的事業をも含む広義の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他施行令第2条第1号から第13号までに定めるものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、再生利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援し、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図らなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量の推進に関して、必要と認めるときは、事業者及び市民に対し、指導又は助言を行うことができる。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により、廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるとともに、その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 事業者は、過剰包装等の回避に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理が困難とならず、環境の保全に配慮した製品、容器等の開発を行わなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所に紙くず、吸い殻、空き缶、空き瓶等を捨てないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

4 土木、建築工事等の施行者は、工事に伴い発生した土砂、がれき、廃材等を早期に適切に処理し、不法投棄の誘発や都市の美観を損なわないようにしなければならない。

5 公共の場所で、ビラ、チラシ等を配布した者は、その付近に散乱した当該ビラ、チラシ等を速やかに清掃しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画は、法第6条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)の収集、運搬及び処分についての基準は、法第6条の2第2項によるものとする。

- 3 特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての基準は、法第6条の2第3項によるものとする。
(占有者の協力義務)

第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物に有毒性、危険性、悪臭その他市の行う処理作業に支障を及ぼすおそれのある物を混入してはならない。

(多量の一般廃棄物)

第10条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 **前項**の多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

(1) ごみ又は粗大ごみは、各々別に又はこれを合わせた量が1箇月1日平均100キログラム以上若しくは0.5立方メートル以上のもの又は一時に200キログラム以上若しくは1立方メートル以上のもの

(2) し尿又は浄化槽汚泥は、1日平均180リットル以上のもの

- 3 **前項第1号**のごみ又は粗大ごみは、焼却、破碎、圧縮等あらかじめ前処理に努めなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第11条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次に定める一般廃棄物処理手数料(以下「処理手数料」という。)を徴収する。ただし、市長が定める処理方式又は市長の指定する場所に搬入したものについては、この限りでない。

- (1) 不燃物

ア 一般家庭から排出される不燃物(**第3号**に規定する粗大ごみを除く。)を市の処理場に搬入する場合は、搬入する自動車の最大積載量(1回の搬入が延べ2台以上の自動車による場合は、その合計量。)が、4,000キログラムまでを無料として次のとおり徴収する。

(ア) 4,000キログラムを超え6,000キログラムまで 2,158円

(イ) 6,000キログラムを超える場合は、超過した2,000キログラム(2,000キログラム未満は、2,000キログラムとみなす。)につき1,079円を加算する。

イ 事業活動から排出される不燃物を市の処理場に搬入する場合は、その不燃物の重量10キログラムにつき136円を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

- (2) 可燃物

事業活動から排出される可燃物を市の処理場に搬入する場合は、その可燃物の重量10キログラムにつき136円を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

- (3) 粗大ごみ

ア 一般家庭から排出される粗大ごみ(家具類、自転車、複合製品(可燃性素材と不燃性素材の複合により造られた製品で容易に分別できないもの)等で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり又は45リットル入り透明袋1袋当たり2,000円以内で規則で定める額を徴収する。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条に規定する特定家庭用機器一般廃棄物(以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。)を戸別収集の申込みにより収集及び運搬をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり3,600円以内で規則で定める額を徴収する。

イ 一般家庭から排出される粗大ごみを市の処理場に自己搬入して処分をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり又は45リットル入り透明袋1袋当たり500円以内で規則で定める額を徴収する。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物を市の処理場に自己搬入する場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり1,900円以内で規則で定める額を徴収する。

- (4) し尿

1回の収集につき、**ア**から**エ**までの規定により算出した額を徴収する。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

ア 72リットルまで 748円

イ 72リットルを超える場合は、超過分に対し、18リットル(18リットル未満は、18リットルとみなす。以下同じ。)ごとに187円を加算する。

ウ 使用するホースが40メートルを超える場合は、330円を加算する。

エ 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、公示された日から3年を経過した区域については、収集量全体に対し、18リットルごとに33円を加算する。

- (5) 犬、猫等の死体

1体につき 1,048円

2 [前項](#)の規定による処理手数料の額には、消費税及び地方消費税を含む。

(市が処理することができる産業廃棄物の種類)

第12条 市が処理(収集及び運搬を除く。以下この条において同じ。)することができる産業廃棄物は、固形状のもので、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のもので、市長があらかじめ認めたものとする。

(産業廃棄物の処理費用)

第13条 市長は、[前条](#)に定める産業廃棄物の処理に要する費用(以下「処理費用」という。)をその産業廃棄物の重量10キログラムにつき136円(消費税及び地方消費税を含む。)を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(処理手数料等の徴収方法)

第14条 処理手数料及び処理費用は、次の方法により徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 処理手数料は、市長が、別に定めるもののほか、その都度納入通知書により徴収する。

(2) 処理費用は、処理の申出のあった者から、その申出の際に納入通知書により徴収する。

(処理手数料の証紙による徴収等)

第14条の2 [前条](#)の規定にかかわらず、[第11条第3号](#)に規定する処理手数料は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収する。

2 証紙の券面金額は、100円、200円、300円、500円及び1,000円とし、その形式は、規則で定める。

3 [第11条第3号](#)に規定する処理手数料の納付は、市又は粗大ごみ収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)から証紙を購入することにより行うものとする。この場合においては、領収書は発行しない。

4 著しく汚染し、又は損傷した証紙は、無効とする。

5 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、[第2項](#)の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は[次条](#)に規定する売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

6 [前各項](#)に定めるもののほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(売りさばき人の指定)

第14条の3 市長は、売りさばき人を指定できるものとし、売りさばき人を指定したとき、又は売りさばき人の指定を取り消したときは、直ちに告示するものとする。

(処理手数料等の減免)

第15条 市長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、処理手数料又は処理費用を減額し、又は免除することができる。

(収集運搬業、処分業及び清掃業の許可等の手数料)

第16条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業(以下「収集運搬業」という。)、法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業(以下「処分業」という。))又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業(以下「清掃業」という。)の許可等を受けようとする者は、次に定める手数料を申請のときに納入しなければならない。

(1) 収集運搬業、処分業若しくは清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者
1件につき 10,000円

(2) 収集運搬業、処分業又は清掃業の許可証の再交付を受けようとする者
1件につき 5,000円

(3) 従事者証の交付を受けようとする者
従事者1人につき 300円

(4) 従事者証の再交付を受けようとする者
従事者1人につき 200円

(市長の減量義務)

第17条 市長は、資源ごみの収集、一般廃棄物の処理施設での資源の回収等を積極的に行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再生利用の促進を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。

2 市長は、再生利用等による一般廃棄物の減量を推進するため、再生利用の促進に関する計画を策定するものとする。

3 市長は、法第20条の2第1項に規定する登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して、必要な協力を求めることができる。

(市民の減量義務)

第18条 市民は、集団回収等の再生利用の促進のための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を購入する際には、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずる等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用を促進するように努めなければならない。
- 3 事業者は、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。
- 4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(技術管理者の資格)

第20条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校(以下「両町」という。)の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理費用又は各種許可若しくは交付の手数料は、なお従前の例による。
(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)
- 3 船穂町及び真備町(以下「両町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)から平成18年9月30日までの間に倉敷市船穂町不燃物処分場又は倉敷市真備町不燃物投入場へ自己搬入される一般家庭から排出される不燃物の処理手数料は、第11条第1号アの規定にかかわらず、船穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年船穂町条例第24号。以下「船穂町条例」という。)又は真備町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年真備町条例第13号)(以下「両町条例」という。)の例による。
- 4 編入日から平成18年9月30日までの間に両町の区域から排出される粗大ごみの処理方法及び収集に係る処理手数料は、第11条第3号アの規定にかかわらず、両町条例の例による。
- 5 編入日から平成18年9月30日までの間に倉敷市船穂町不燃物処分場へ自己搬入された粗大ごみの処理手数料は、第11条第3号イの規定にかかわらず、船穂町条例の例による。
- 6 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料の端数処理については、第11条第4号の規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、1円未満を切り捨てるものとする。
- 7 船穂町の区域内において収集するし尿の処理手数料については、第11条第4号アの規定にかかわらず、編入日から平成18年3月31日までの間に収集したのものにあつては72リットルまで360円、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したのものにあつては72リットルまで537円とする。

- 8 船穂町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算単価については、[第11条第4号イ](#)の規定にかかわらず、編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあっては18リットルごとに90円、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあっては18リットルごとに134円25銭とする。
- 9 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料については、[第11条第4号ア](#)の規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、72リットルまで604円80銭とする。
- 10 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算単価については、[第11条第4号イ](#)の規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、18リットルごとに151円20銭とする。
- 11 両町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算については、[第11条第4号ウ](#)及び[エ](#)の規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、これを行わないものとする。
- 12 編入日から平成18年9月30日までの間に両町の区域内において排出される犬、猫等の収集に係る処理手数料は、[第11条第5号](#)の規定にかかわらず、両町条例の例による。

附 則(平成8年3月22日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成8年4月規則第26号で、同9年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった処理手数料、処理費用又は各種許可若しくは交付の手数料は、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各種使用料等に係る規定は、この条例の施行の日以後に使用等の許可を受けた者について適用し、同日前に使用等の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成9年6月30日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった一般廃棄物処理手数料は、なお従前の例による。

附 則(平成9年9月30日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第11条第1号イ若しくは第2号又は第13条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成10年3月31日までの間においては、改正後の条例第11条第1号イ及び第2号並びに第13条中「10キログラム」とあるのは「20キログラム」と、「60円」とあるのは「120円」とする。

附 則(平成12年3月24日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理した処理手数料及び処理費用について適用し、同日前に処理した処理手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日条例第27号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日条例第42号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成17年7月27日条例第138号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第172号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月19日条例第68号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

6 この条例(第1条及び第34条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

6 この条例(第2条及び第32条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。